

平成21年2月20日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

変額個人年金保険「Happy Letter (ハッピーレター)」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、平成21年2月23日(月)より全支店・出張所にて変額個人年金保険、「Happy Letter (ハッピーレター)」(正式名称:目標達成型変額個人年金保険(08)) (引受保険会社:三井住友海上メットライフ生命保険株式会社)の取扱いを開始いたします。

「Happy Letter (ハッピーレター)」の主な特徴は以下の通りです。

1. 資産運用の目標値を設定できる

ご契約時に、一時払保険料相当額(基本保険金額)に対する運用の目標値を110%、120%、130%、140%、150%の中から設定することができます。その後も積立(運用)期間中であれば目標達成するまで自由に目標値を変更することができます。

2. 運用成果を自動的に確保できる

ご契約日より1年経過以後、積立金額が目標達成した場合、自動的に運用成果が確保され、年金の受取りが開始となります。

受取方法は確定年金、保証期間付終身年金、年金総額保証付終身年金、保証期間付夫婦年金のいずれかから、お客様のライフプランに応じてお選びいただけます。また、年金受取にかえて一括で受取ることもできます。

3. 運用成果にかかわらず、年金原資(一括受取でも)を100%保証

目標達成せず、10年間の積立(運用)期間満了を迎えた場合は、積立金額が基本保険金額を下回っていても、年金受取開始日前日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を年金原資とします。また、一括受取を選択された場合でも、年金原資として基本保険金額の100%が最低保証されます。

万一、積立(運用)期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、運用実績にかかわらず、死亡保険金は基本保険金額の100%が最低保証されます。

当社では、今後とも商品ラインアップの強化を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力をもとに個人のお客様に対する高品質な商品・サービスの提案を推進し、お客様のニーズにきめ細かく対応してまいります。

なお、「Happy Letter (ハッピーレター)」の商品概要につきましては別紙1を、市場リスクと費用等については別紙2をご参照ください。

以 上

「Happy Letter (ハッピーレター)」の商品概要

全般	被保険者の契約年齢 (満年齢)	0歳～70歳
	契約形態	契約者、被保険者別人の取扱い可。 契約者は被保険者の2親等以内の血族または配偶者であること。 年金受取人は、契約者もしくは被保険者から指定。
	基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上 5億円以下(1万円単位)
	被保険者通算最高保険料	5億円 (三井住友海上メットライフ生命の変額商品を被保険者単位で通算)
	増額	取扱い無し
	解約	取扱い有り
	クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象。 申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により申込みの撤回または契約の解除が可能。その場合、一時払保険料の全額を返金。
運用	積立(運用)期間	10年
	積立(運用)期間の延長	取扱い無し ※積立(運用)期間の短縮の取扱いもありません。
	運用勘定 (基本配分比率)	バランスファンド1本 (投資信託の名称：中央三井バランスVA20) ・国内株式10% ・国内債券40% ・外国株式10% ・外国債券40% 為替ヘッジは原則行いません。
年金	積立(運用)期間中の 受取機能	取扱い無し
	最低保証	年金原資100%保証 (一括受取の場合でも基本保険金額の100%を最低保証)
	後継年金受取人指定制度	取扱いあり 指定範囲：①被保険者②被保険者の配偶者 ③年金受取人の配偶者もしくは、年金受取人の2親等以内の血族
目標 設定	指定割合	基本保険金額の110、120、130、140、150% (10%単位)の範囲で設定(目標値を設定しないことも可)
	振替日(移行日)	目標達成した日の翌日
	判定	契約日より1年経過以後、毎営業日判定
	年金支払開始日	目標達成した場合：振替日の1年後の応当日から年金受取を開始 目標達成しなかった場合：契約日から10年後の契約応当日
保険	死亡保険金	被保険者死亡時点の積立金 一時払保険料(基本保険金額)を最低保証
	災害死亡保険金	取扱い無し
	遺族年金支払特約	年金受取人：死亡保険金受取人 年金種類：確定年金(年金受取期間：5、10、15、20、25、30年)
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の5%
	保険関係費	積立金額に対して年率2.65%
	資産運用関係費	年率0.1995%程度(消費税込み：税抜き0.19%)
	解約控除率	契約日から1年未満の場合2%
	年金管理費	年金受取金額に対して1.0%

「Happy Letter（ハッピーレター）」の市場リスクと費用等について

【市場リスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客様にご負担いただく費用について】（ご負担いただく費用の合計は、以下を足し合わせた金額となります。）

- ご契約時……………契約初期費用として、一時払保険料に対して5%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 積立（運用）期間中……………保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率2.65%/365を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費^{*}として、特別勘定の資産残高に対して年率0.1995%程度（消費税込）/365を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中……………年金管理費として、年金受取金額に対して1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。
- 解約・一部解約時……………契約日から解約日までの年数が1年未満の場合には、解約控除対象額（解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額）に対して2%を乗じた金額（解約控除額）を積立金から控除します。

※資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意いただきたい事項】

- 契約後1年未満で目標達成しても運用成果を確保しません。
- 将来受取る年金額は、年金原資〔一般勘定振替額〕および年金受取開始日〔振替日〕の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算され、算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金原資の最低保証は、積立（運用）期間満了をもって保証されますので、積立（運用）期間中に解約した場合、および定額年金に移行した場合には、年金原資の最低保証はありません。そのため、払込まれた保険料を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。
- 個人年金保険は生命保険商品であり、預金ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象にはなりません。元本の保証はありません。
- 本保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客様の他のお取り引きに影響を与えることはありません。
- 中央三井信託銀行は、お客様と引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払は、引受保険会社が行います。
- 保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」をご契約前に十分にお読みいただき、内容をご理解ください。また、ご契約時には「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款/特別勘定のしおり」等を必ずご覧ください。
- 詳しくは、個人年金保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。